京都府のうち 京都市のうち下京区	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十二キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十二キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十六キロリットル以上 五　容量六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
京都府のうち 京都市のうち下京区	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十二キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十二キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十六キロリットル以上 五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
を		
京都府のうち 八幡市	同時に給油することができる自動車の数が五以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
京都府のうち 八幡市	同時に給油することができる自動車の数が五以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
に、		
大阪府のうち 枚方市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
大阪府のうち 枚方市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量六・六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
を		
大阪府のうち 八尾市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
大阪府のうち 八尾市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十キロリットル以上 五　容量五・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
に、		
大阪府のうち 和泉市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十五キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量四・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
大阪府のうち 枚方市	同時に給油することができる自動車の数が八以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十五キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が三十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量六・六キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
を		